

33 隊訓 17

陸上自衛隊の部隊等の組織の要領及び指揮に関する訓令

陸上自衛隊訓令第 17 号

陸上自衛隊の部隊等の組織の要領及び指揮に関する訓令を次のように定める。

昭和 33 年 12 月 1 日

防衛庁長官 左藤 義詮

陸上自衛隊の部隊等の組織の要領及び指揮に関する訓令

改正 昭和35年 8 月26日 隊訓第38号 昭和44年12月24日 隊訓第11号
昭和57年 4 月30日 隊訓第19号 平成13年11月 2 日 庁訓第76号
平成19年 1 月 5 日 庁訓第 1 号 平成20年 3 月26日 省訓第17号
平成23年 4 月27日 隊訓第15号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、自衛隊の運用等における部隊等の組織の要領及び指揮に関する訓令（平成 20 年防衛省訓令第 17 号）に定めるもののほか、陸上自衛隊の部隊等の組織の要領及び指揮監督（以下「指揮」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この訓令において用いる用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「編制」とは、陸上自衛隊の編制に関する訓令（昭和 44 年陸上自衛隊訓令第 11 号）に定める部隊等又は防衛大臣が特に定める部隊等の固有の組織、定員及び定数をいう。
- (2) 「編成」とは、編成業務等に関する訓令（昭和 35 年陸上自衛隊訓令第 2 号）第 2 条第 9 号に規定する編成をいう。編成された部隊を「編制部隊」という。
- (3) 「編合」とは、部隊を隷属させることにより編制部隊でない部隊を組織することをいう。編合された部隊を「編合部隊」といい、編合のために部隊の隷属の関係を総合的に定めたものを「編合区分」という。

(部隊等の編成)

第 3 条 部隊等の編成は、防衛大臣が行う。

2 編制内の部隊は、その編制に示すところに従い、上級部隊の長に隷属するものとする。

(部隊の編合)

第 4 条 部隊の編合は、防衛大臣が行う。

2 編合は、編合区分を定めること又は特定の部隊の長に必要な部隊を隷属させるこ

とにより行うものとする。

(機関に関する隷属)

第5条 防衛大臣は、部隊と機関又は同種の機関相互の関係を定める必要があるときは、機関の長に特定の部隊等を隷属させ、又は部隊の長に機関を隷属させるものとする。

(派遣隊の配置)

第6条 陸上幕僚長は、防衛大臣の承認を得て、編制部隊の隊務の一部を行わせるため、当該編制部隊の一部の人員からなる派遣隊を所要の駐屯地又は分屯地に置くことができる。

(陸上幕僚長及び駐屯地司令に関する特例)

第7条 防衛大臣は、特に必要があると認めるときは、陸上幕僚監部の業務の支援を任務とする部隊の指揮を、当該部隊の業務を指定して、陸上幕僚長に代行させることができる。

2 駐屯地司令は、駐屯地に所在する部隊等を別に定めるところにより、駐屯地業務について指揮するものとする。

(委任規定)

第8条 この訓令の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長が定める。

附 則

1 この訓令は、昭和34年4月1日から施行する。

2 指揮系統等に関する訓令（昭和28年保安隊訓令第10号）は、廃止する。

附 則（昭和35年8月26日陸上自衛隊訓令第38号）

この訓令は、昭和35年8月26日から施行する。

附 則（昭和44年12月24日陸上自衛隊訓令第11号）（抄）

1 この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。〔ただし書略〕

附 則（昭和57年4月30日防衛庁訓令第19号）

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（平成13年11月2日防衛庁訓令第76号）

この訓令は、平成13年11月2日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年3月26日防衛省訓令第17号）

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

2 陸上自衛隊の部隊等の組織の要領及び指揮に関する訓令（昭和33年陸上自衛隊訓令第17号）の一部を次のように改める。

第1条中「この訓令は、」の次に「自衛隊の運用等における部隊等の組織の要領及び指揮に関する訓令（平成20年防衛省訓令第17号）に定めるもののほか、」を加える。

第2条第2号中「編制に基づいて部隊等を組織すること」を「編成業務等に関する訓令（昭和35年陸上自衛隊訓令第2号）第2条第9号に規定する編成」に改める。

第2条第4号から第7号までを削る。

第5条を削る。

第6条の見出し中「及び配属」を削り、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第7条から第12条までを削り、第13条を第6条とし、第14条を第7条とする。

附 則（平成23年4月27日陸上自衛隊訓令第15号）

この訓令は、平成23年4月27日から施行する。